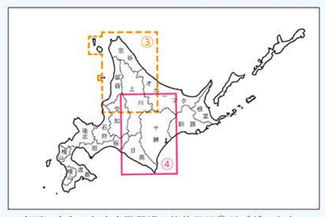

測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R7JHs241-GISMAP61295号

幌加内町
和寒町
士別市
滝上町
遠軽町
佐呂間町
網走市
沼田町
鷹栖町
比布町
愛別町
深川市
当麻町
旭川市
上川町
北見市
美幌町
東神楽町
東川町
置戸町
訓子府町
津別町
赤平市
美瑛町
陸別町
歌志内市
上富良野町
芦別市
中富良野町
足寄町
富良野市
上士幌町
新得町
三笠市
鹿追町
士幌町
釧路市
南富良野町
本別町
夕張市
占冠村
音更町
池田町
白糠町
清水町
日高町
芽室町
浦幌町
厚真町
幕別町
豊頃町
むかわ町
帯広市
平取町
中札内村
更別村
大樹町
新冠町
新ひだか町
広尾町
浦河町
様似町
えりも町
シカ捕獲禁止区域
1：200, 000 (1km=5mm)
0
5
10
15
20km
北
海
道

※赤文字の経緯度は世界測地系による。

●車馬等の乗入れ規制地域について●

国立公園、国定公園及び道立自然公園内の車馬等の乗り入れ規制地域については、図面に表示しています。具体の指定地域等については関係（総合）振興局等にお問い合わせください。

エゾシカ狩猟の注意事項

1. 矢先の安全を確認する。
   平坦地でのライフル銃の使用は、必ず安土に向かって撃つこと。
2. 脱包を励行する。
   転倒時などの事故防止に繋がります。
3. 捕獲制限内容を確認する。
   区域によって狩猟期間が異なるため、確認して出猟すること。
4. 入林手続きを必ず行う。
   森林作業や調査をしている場所もあるので管理者の指示に従うこと。

上記の注意事項を守り、事故や違反のない狩猟をしましょう。

注）鳥獣の捕獲を禁止している場所を熟読すること。

●森林作業等に注意●

発砲禁止 道有林 北海道

森林作業中 ○○組合

伐採作業中 ○○森林組合

●メスジカの積極的な捕獲を●

凡　　例

1 ①	鳥獣保護区	□は国指定 ○は道指定
①	特定猟具使用禁止区域（銃）	
①	指定猟法禁止区域	
	猟区（西興部村・占冠村）	狩猟期間 9月15日～4月15日
	オスジカ・メスジカ可猟区域 （1人1日捕獲数 メスジカ：制限なし オスジカ（銃猟以外）：制限なし オスジカ（銃猟） 10月1日～11月30日：制限なし 12月1日以降：1頭）	狩猟期間：A 10月1日～3月31日
		狩猟期間：B 10月1日～1月31日
		狩猟期間：C 10月17日～3月31日
		狩猟期間：D 10月17日～2月28日
		狩猟期間：E 10月17日～1月31日
		狩猟期間：F 11月1日～3月31日
🟩	国有林	
	道有林	
▦	原生自然環境保全地域及び国立・国定公園特別保護地区	
	国立・国定公園、道立自然公園の車馬等乗り入れ規制地域	
①	エゾシカ狩猟捕獲個体の残滓受入れ施設	
1 ①	エゾシカ食肉処理施設	□は認証施設 ○は非認証施設

シカの可猟区域内にあっても、鳥獣保護区・原生自然環境保全地域及び国立・国定公園特別保護地区では、動物の捕獲はできません。

※裏面に令和８年度鳥獣保護区等位置図③がございます。

令和８年度 鳥獣保護区等位置図④

GISMAP® この地図は北海道地図(株)の空間情報データベース「GISMAP(ジスマップ)」を使用して作成しました。 北海道地図株式会社 札幌支店
電話：011-818-1400